

「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）

6 福祉等

1 介護分野

(3) 訪問介護において実施可能な身体介護業務の範囲明確化

在宅介護における痰の吸引・除去、傷口のガーゼ交換、軟膏・坐薬・浣腸薬・目薬等の投薬については一般に医療行為とされ、患者本人以外の者がどこまで行えるかが不明確であり、介護福祉士、ホームヘルパー等が介護サービスの一環としてこうした行為を行うことは医師法に抵触する可能性があることとされている。また、個々の行為が医療行為に該当するか否かは、対象となる要介護者の身体の状態が千差万別であり、個別の行為の危険性を測ることが困難であることから一般的な判断が明示されていないことが介護現場の混乱を招いているとの指摘がある。

したがって、まずは既に示されている訪問介護と訪問看護の連携に関する具体的事例について更に周知を図るとともに、一定の場合についてホームヘルパー等が痰の吸引を行うことに関して具体的に検討し、結論を得る。【平成14年度中に検討・結論】(IV福祉ア③d、e)

引き続き、それ以外の行為についても、医師法上の取扱いについて検討し明確化していく。【平成15年以降逐次検討・結論】(IV福祉ア③f)